別表第1(第3条関係)

日常生活用具の種目、対象者、性能等、基準額及び耐用年数

日常生活用具の種目、対象者、性能等、基準額及び耐用年数						
種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数		
			(円)			
便器	常時介助を要する	小児慢性特定疾病児が容	4, 900	8年		
	者	易に使用し得るもの。(手				
		すりをつけることができ				
		る。)				
特殊マット	寝たきりの状態に	褥瘡の防止又は失禁等に	21, 560	5年		
	ある者	よる汚染又は損耗を防止				
		できる機能を有するもの。				
特殊便器	上肢機能に障害の	足踏ペダルにて温水温風	166, 320	8年		
	ある者	を出し得るもの。ただし、				
		取替えに当たり住宅改修				
		を伴うものを除く。				
特殊寝台	寝たきりの状態に	腕、脚等の訓練のできる器	169, 400	8年		
	ある者	具を附帯し、原則として使				
		用者の頭部及び脚部の傾				
		斜角度を個別に調整でき				
		る機能を有するもの。				
歩行支援用	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能	66, 000	8年		
具		を有する手すり、スロー				
		プ、歩行器等であること。				
		ア 小児慢性特定疾病児				
		の身体機能の状態を十				
		分踏まえたものであっ				
		て、必要な強度と安定性				
		を有するもの。				

Ē

此从约力。	此り幼みサナフサ	此別約ナカー1 ベモフェ	41 500	\setminus
		紫外線をカットできるも	41, 580	
トクリーム	御機能が著しく欠	の。	(年額)	
	けて、がんや神経			
	障害を起こすこと			
	がある者			
ネブライザ	呼吸器機能に障害	小児慢性特定疾病児又は	39, 600	5年
一(吸入器)	のある者	介助者が容易に使用し得		
		るもの		
パルスオキ	人工呼吸器の装着	呼吸状態を継続的にモニ	173, 250	5年
シメーター	が必要な者	タリングすることが可能		
		な機能を有し、介助者等が		
		容易に使用し得るもの		
ストーマ装	人工肛門を造設し	小児慢性特定疾病児又は	113, 520	
具	た者	介助者が容易に使用でき	(年額)	
(消化系)		るもの		
ストーマ装	人工膀胱を造設し	小児慢性特定疾病児又は	149, 160	
具	た者	介助者が容易に使用でき	(年額)	
(尿路系)		るもの		
人工鼻	人工呼吸器の装着	小児慢性特定疾病児又は	128, 700	
	又は気管切開が必	介助者が容易に使用でき	(年額)	
	要な者	るもの		